

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 8月 14日

前橋市長 あて

提出者 〒371-0023

住所 群馬県前橋市本町一丁目8番16号

氏名 東京電力パワーグリッド株式会社

群馬総支社長 真田秀雄

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 027-898-4000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京電力パワーグリッド株式会社 前橋資材センター
事業場の所在地	群馬県前橋市力丸町487-4
計画期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：電気業
②事業の規模	令和元年度売上高： 1,759,808百万円
③従業員数	15,446人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	撤去電気機器 P.C.B 混入判定→特別管理産業廃棄物保管施設にて保管→収集・運搬委託→処理委託会社にて化学分解処理、又は焼却処理→金属等再生利用会社へ売却



（日本工業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項」のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物 廃PCB等 PCB汚染物	
		排 出 量	239 t
(これまでに実施した取組)			t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物 廃PCB等 PCB汚染物	
		排 出 量	240 t
(今後実施する予定の取組)			t
特になし			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	特になし	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	特になし	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度( 年度) 実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
①現状		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
②計画		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度( 年度) 実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
①現状		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
②計画		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度( 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和元年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物 廃PCB等 PCB汚染物	
	全処理委託量	239 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	239 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
特になし			

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物 廃PCB等 PCB汚染物				
	全処理委託量	240 t	t			
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t			
	再生利用業者への処理委託量	240 t	t			
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t			
電子情報処理組織の使用に関する事項	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t			
	(今後実施する予定の取組)					
	特になし					
【前年度(平成 年度)実績】						
特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)						
(今後実施する予定の取組)						
※事務処理欄						

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

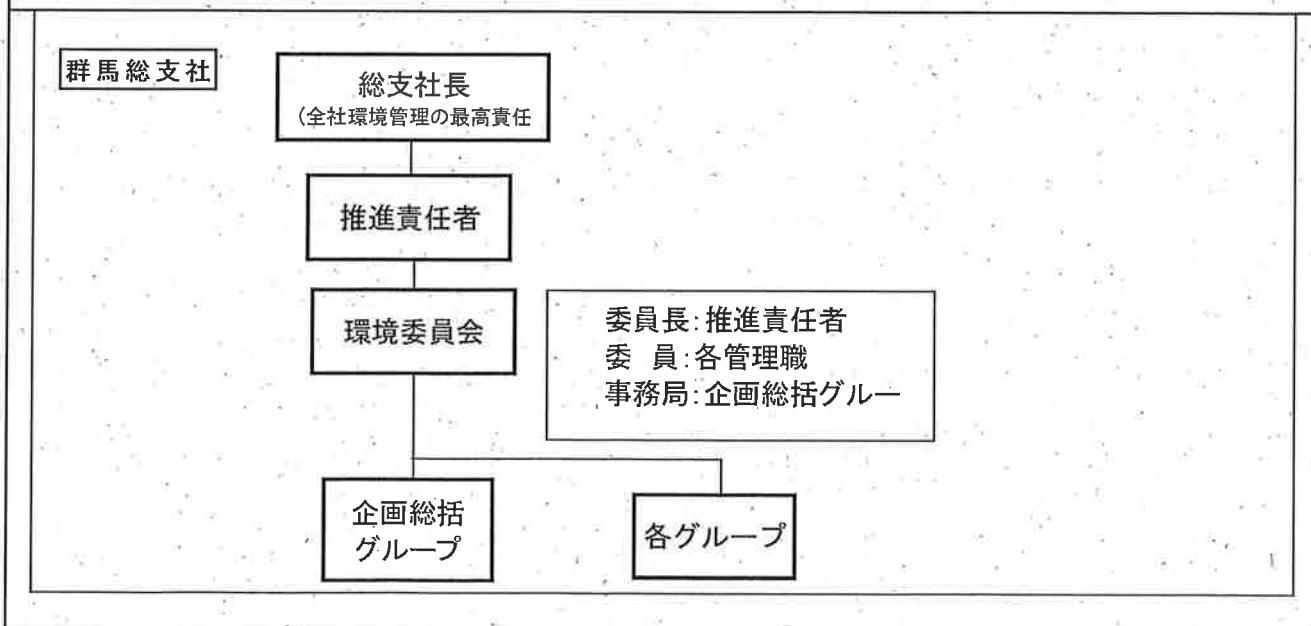
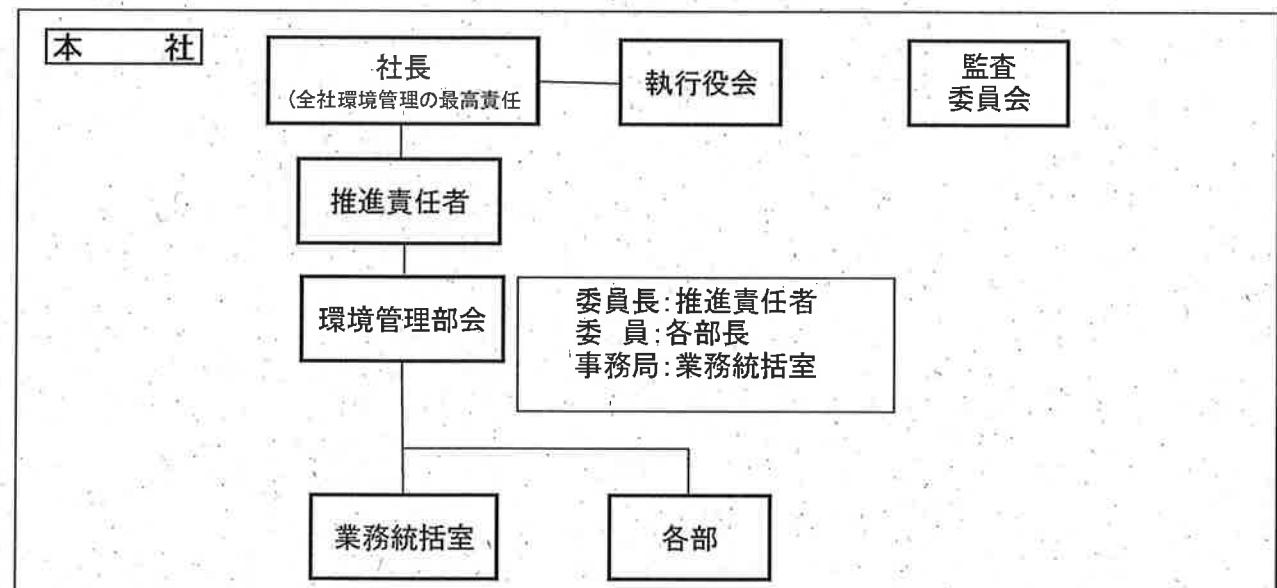
## 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

## (1) 責任者及び管理組織図

R2.8現在

統括責任者		群馬総支社長	
役割	環境委員会	<p>○環境委員会の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境方針の起案・審議</li> <li>・遵法事項の特定</li> <li>・環境管理のチェック・アンド・レビュー</li> <li>・環境月間等における行事、活動の審議</li> </ul> <p>※委員長—環境担当（環境管理の推進責任者）</p> <p>※委員—各管理職</p> <p>※事務局—企画総括グループ</p>	<p>・環境項目の特定</p> <p>・環境管理計画の立案・審議</p>
	廃棄物管理担当箇所	<p>○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</p> <p>○処理会社・再生利用会社の調査・管理</p> <p>○産業廃棄物管理票の交付・管理</p>	<p>○監督官庁への各種報告</p> <p>○社員・関連会社に対する教育・啓発</p> <p>○その他関係する事項</p>

## 環境マネジメント体制



## (2) 教育・研修

### ○環境に関する研修の企画・実施

事務局は、総支社長の指示に従い、環境に関する研修等の計画を策定し、これを実施する。

- ・環境に重要な影響を生じる可能性のある業務を行っている社員に対する適切な研修
- ・社員に対する環境問題・環境管理に関する啓発のための研修

## (3) 情報公開

### ○情報の受付、発信窓口と苦情等への対応

事務局は、環境に関する情報の受付および発信の窓口として、支社内外におけるコミュニケーションに努め、また苦情その他の環境に関する情報について、関係者との折衝などの対応にあたる。

- ・環境関連情報の受付・記録
- ・受け付けた環境関連情報への対応
- ・環境関連情報の発信